

平成21年1月29日
国土交通省河川局水政課

にぎわいのある河畔空間の創出促進について (社会実験としての規制緩和の延長及び拡充)

にぎわいのある河畔空間創出に係る社会実験については、平成16年より河川敷地における民間事業者による営利活動を可能とする規制緩和を特例措置として実施しているものであり、これまでに堀川（名古屋市）、道頓堀川（大阪市）、京橋川等（広島市）など6箇所において実施され、都市再生等に貢献してきているところです。

このたび、別添のとおりさらに手続きの簡素化や一部の規制緩和を行ったうえ、社会実験を平成23年度まで引き続き実施し、平成24年度以降の恒久制度化を目指すこととしましたのでお知らせいたします。

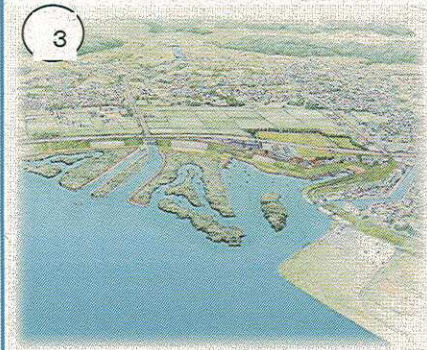
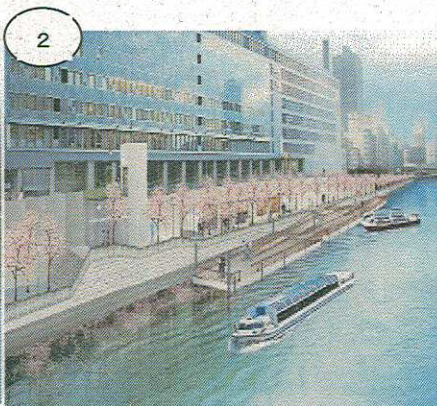
問い合わせ先

国土交通省河川局水政課 河川利用企画調整官 山田 博史
TEL 03-5253-8111 内線35212
直通 03-5253-8440

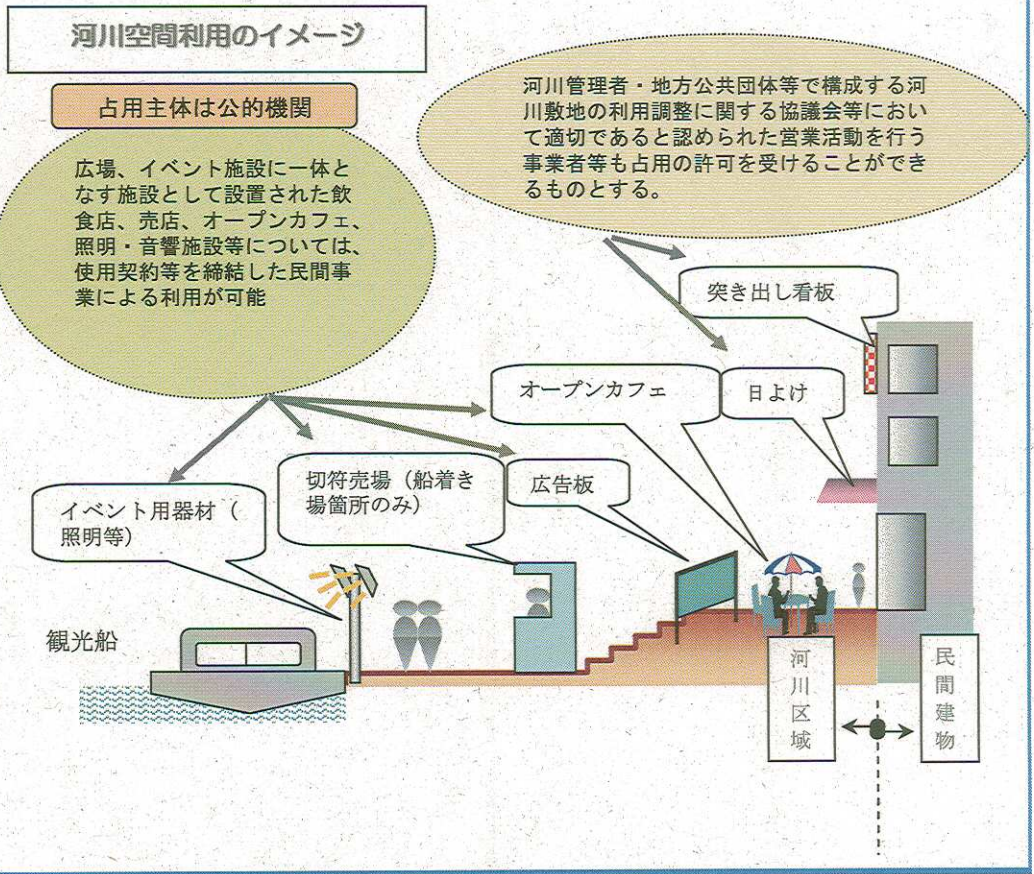
現行社会実験の概要

○地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施。

現行社会実験の内容



- ①<広島県広島市・京橋川>
オープンカフェとしての活用
- ②<大阪府大阪市・大川>
地理的(水の回廊)、歴史的(淀川舟運)背景を活かした八軒家浜の再生(イメージ図)
- ③<千葉県香取市・利根川・小野川>
民間の活力を活かしレジャー・舟運等観光の核となる施設の整備(イメージ図)



拡充内容

- 新たにキャンプ場、バーベキュー場、川床を対象とする。
- 民間事業者による観光船や屋形船等の船着場の設置及び営利を目的とする船舶係留施設の設置を新たに対象とする。
- この他、公的主体以外の民間事業者が直接河川敷地を占用し、オープンカフェや売店を設置することを可能とするなど、民間事業者のニーズに則した弾力的な運用(規制緩和)を実施できることとする。

今後のスケジュール

- | | |
|---------------|---|
| ○平成16年～20年 | 特例措置を利根川(香取市)、堀川(名古屋市)、堂島川等(大阪市)、道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島県)、那珂川等(福岡市)の6区域で実施 |
| ○平成21年1月 | 特例措置の延長及び内容拡充 |
| ○平成23年度末 | 特例措置終了 |
| ○平成24年度以降(予定) | 恒久制度化 |